

# 5

## 負担の在り方・制度運営の見直し

### 保険料等の見直し

第1号保険料の設定方法や徴収方法の見直しを行います。

また、公平・公正の観点から要介護認定事務の見直しを行うとともに、保険者機能の強化の観点から、市町村のサービス事業者に対する権限等の見直しを行います。

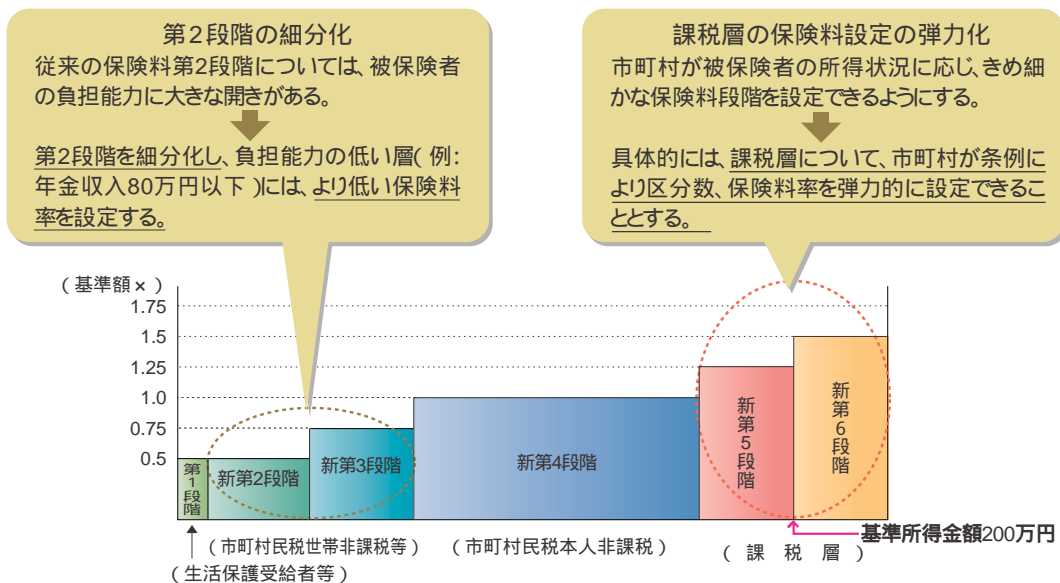
さらに、国庫補助負担金の改革に伴い、国と都道府県の負担割合を見直します。

## 1 第1号保険料の見直し

### 保険料設定方法の見直し

第1号被保険者の保険料は所得に応じた定額の段階設定(5段階が基本)となっていますが、平成18年4月からは従来の第2段階を分け、負担能力の低い方には保険料負担の軽減を図っています。

#### 保険料段階の見直し



21

### 保険料徴収方法の改善

遺族年金、障害年金を特別徴収(年金からの天引き)の対象とします。

また、普通徴収について、コンビニエンスストア等での保険料納付を可能とします。

## 2 要介護認定の見直しと保険者機能の強化

### 要介護認定事務の見直し

新規の要介護認定については市町村による認定調査の実施を原則とします(一定の経過措置あり)。

### 保険者機能の強化

市町村が保険者としての機能をより発揮できるよう、市町村が事業所へ直接立ち入りできるように権限を付与するなどの見直しを行います。

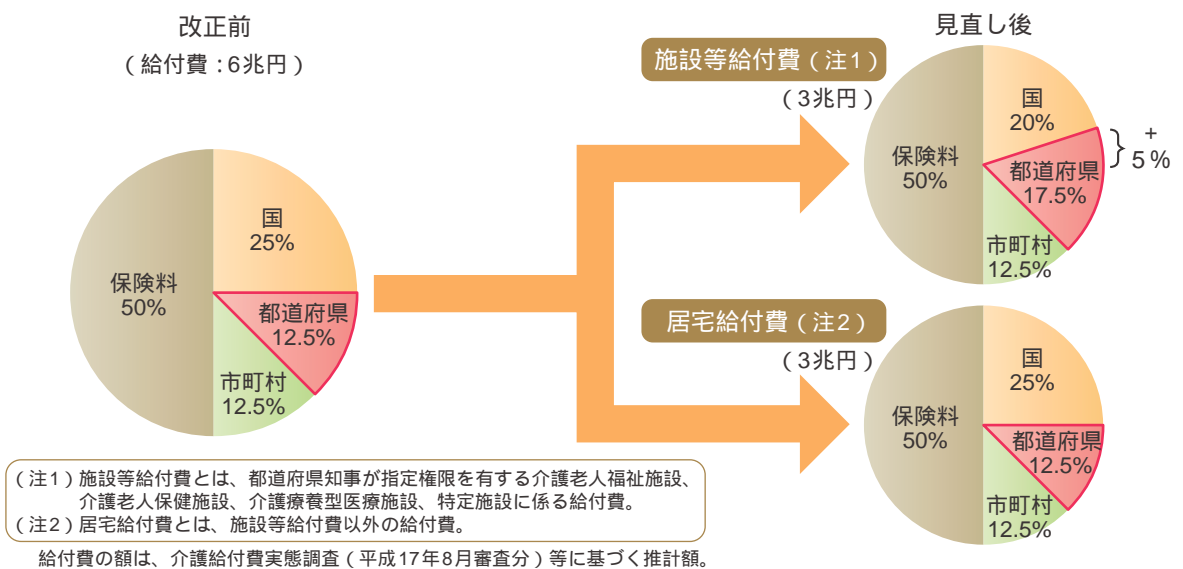
市町村の事務負担の軽減と効率化を図る観点から、介護保険業務に精通し、公正な立場で事業を実施できる法人(=事務受託法人)に認定調査などの業務を委託できるようにします。

### 3 費用負担割合等の見直し

国庫補助負担金の改革に伴い、都道府県指定の介護保険施設及び特定施設に係る給付費について国と都道府県の負担割合を見直します。

また、介護専用型以外の特定施設について、都道府県介護保険事業支援計画に必要利用定員総数を定めて、それを超える場合に指定しないことを可能とするとともに、住所地特例の対象とします（平成18年度からの実施を内容とする関連法案を国会に提出）。

介護保険施設・特定施設に係る給付費



### 4 地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し

地域介護・福祉空間整備等交付金について、都道府県交付金は廃止、一般財源化する一方、市町村交付金は対象事業の範囲を拡充し、利用しやすい制度へ改善します（平成18年度からの実施を内容とする関連法案を国会に提出）。

市町村交付金の見直し

